

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		排水設備の計画の確認	
根拠法令及び条項		那覇市下水道条例第8条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第1号に該当)		
	【内容】 那覇市下水道条例第8条 那覇市下水道条例施工規程第5条 下水道法第10条 下水道法施行令第8条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して7日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市下水道条例

(排水設備の計画の確認)

- 第8条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて管理者が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。
- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更したときは、あらかじめその変更について書面により届け出て同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。
- 3 第1項の申請書又は前項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 義務者の氏名及び住所
 - (2) 設置場所
 - (3) 指定工事店名、所在地及び代表者名
 - (4) 排水設備図面
 - (5) その他管理者が定める事項
- 4 管理者は、第1項の申請に基づく計画の確認について、当該申請者に通知するものとする。
- 5 管理者は、第1項又は第2項の規定に違反して排水設備の新設等を行っている者に対して当該工事の中止を命じ、第1項又は第2項の申請書及び書類を提出させるものとする。

○那覇市下水道条例施行規程

(排水設備の計画の確認)

- 第5条 条例第8条第1項の規定による申請は、排水設備計画確認申請書(第1号様式)によるものとする。
- 2 条例第8条第3項第5号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 申請者の氏名及び住所
 - (2) 接続先
 - (3) 工事の種別
 - (4) 使用水の種別
 - (5) 建物の用途
 - (6) 使用世帯数及び人員
 - (7) 工事予定期間
 - (8) 排水設備責任技術者の氏名及び登録番号
 - (9) 貸付状況
 - (10) 除害施設の有無
 - (11) 申請の年月日

○下水道法

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

○下水道法施行令

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条 法第十条第三項 に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。

六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた)を設けること。

十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。